



お知らせ

甘楽町住宅リフォーム 促進事業補助金受付再開

町内の業者を活用して自宅をリフォームした場合に、費用の一部を補助します。

対象者

《申請者の要件》

- 町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人
- 右記住所で住民基本台帳に登録されている人
- 過去に、本事業および甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人

《申請者および同居している共有者（住宅の共有名義の所有者）の要件》

- 町税などを滞納していないこと
- 暴力団員などでないこと
- 対象住宅 補助金対象者が所有し居住する築5年以上の住宅

申込期限

令和8年2月27日(金)

※予算に達し次第、締め切りとなります。

対象工事

(次の要件を全て満たすこと)



- 内装、浴室、トイレ、外壁の塗装などの生活環境向上を目的とするリフォーム工事であること

※令和7年度よりエアコン、給湯器の補助は住民課環境係の「省エネルギー」家電製品購入費補助金へ移管されました。

● 町内の業者（法人は本店が町内にある業者）に発注する工事であること

- 補助対象の工事費用が10万円（税込み）以上であること
- 補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと
- 工事完了後30日以内に工事を完了報告ができること

※年度内(令和8年3月31日まで)に工事が完了しない場合は対象外

補助金額

《補助率》補助対象の工事費用の10%以内（中学生以下の子どもがいる場合は20%以内）

《限度額》20万円

申請・問合せ

建設課都市計画係

建設課都市計画係

建設課都市計画係

建設課都市計画係

建設課都市計画係



ホームページ



税務署からのお知らせ

◎年末調整に関する説明会・個別相談会を開催

令和7年度の税制改正により、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」、「特定親族特別控除の創設」が行われ、令和7年12月に行う年末調整から適用されます。年末調整に関する説明会・個別相談会を開催しますので、希望する人は事前予約の上、ご参加ください。

日時

11月17日(月) ①午前10時～11時30分 ②午後2時～3時30分

11月18日(火) ③午前10時～11時30分 ④午後2時～3時30分

場所 富岡税務署 大会議室

(富岡市富岡2741-1)

定員 各15人(事前予約制)

予約・問合せ

富岡税務署

法人課税部門



R7年度税制改正

◎年末調整や確定申告は、マイナンバーカードを使って自動入力
マイナンバーカードを使ってマイナポータルと連携することで、

控除証明書などの必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力することができ、控除証明書などの集計や1件ずつ入力する手間がなくなります。

詳しくは、国税庁ホームページ「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

マイナポータルおよび電子

証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続などの詳細は、下記の2次元コードで確認ください。

問合せ

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課

富岡税務署総務課



税務に関する相談はチャットボットをご利用ください



デジタル庁公式note

会社を元気に！
中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成
掛金は全額非課税
管理がカンタン

詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234